

規 程 彰 顯

顕 彰 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会（以下「協会」という。）の会員及び会員の事業所に勤務する役職員並びに協会の事務局職員に対して、功績が顕著であると認められる者について顕彰することを目的とする。

(顕 彰)

第 2 条 顕彰は、表彰と感謝の 2 種類とする。

(表彰の条件)

第 3 条 表彰は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 協会の役員として通算 3 期 6 年以上在任し、功績が顕著であると認められる者
- (2) 協会の会員として通算 2 0 年以上在籍し、誠実に業務に従事し、他の模範であると認められる者
- (3) 会員の事業所に勤務する役職員で通算 1 0 年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範であると認められる者
- (4) 事務局職員で通算 5 年以上勤務し、成績が優秀で他の模範であると認められる者
- (5) 測量等に関する有益な研究、発明、改良又は考案等により業務の能率増進に貢献した者及び旺盛な責任観念に徹して業務を遂行してその功績が顕著な者、その他これらに類する行為により功績が顕著な者
- (6) その他協会の向上発展に寄与し特に功績が顕著な者

(感謝の条件)

第 4 条 感謝は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 協会の役員として在任期間が 6 年未満で誠実に職務を全うした者
- (2) 協会の会員として在任していた代表者が、誠実に職務を全うして退任又は死亡した場合
- (3) 協会の委員会及び部会の委員として、誠実に職務を遂行した者
- (4) その他特に感謝することが相当であると認められる者

(顕彰の推薦)

第 5 条 前 2 条に該当する者がある場合は、次の各号により会長に推薦する。

- (1) 協会の会員、役員及び事務局職員並びにその他の者については、理事会の推薦による。
- (2) 会員の事業所に勤務する役職員については、別紙様式に基づく会員の推薦による。
- (3) 協会の委員会及び部会の委員については、当該委員会の委員長の推薦による。

2 会長は、前項の推薦があった場合は、顕彰の適否を理事会に諮り理事会の同意を得て決定する。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、会長が前条第2項の規定に基づき決定した者に対して、表彰状又は感謝状を授与して行う。

2 顕彰は、通常総会の場において行うこととする。ただし、特別の事情がある場合は随時行うことができる。

3 第1項の顕彰を行う場合に記念品を添えることができる。

4 表彰又は感謝の顕彰を受けた者は、同一の顕彰事由で再度顕彰を受けることはできないものとする。ただし、感謝の顕彰を受けた者が、その経歴を含めて同じ役職の経歴で表彰を受けることはできるものとする。

(退任又は死亡した者の顕彰)

第7条 顕彰することが適当と認められた者が、顕彰の日以前に退任（退職）又は死亡したときは、退任（退職）の日又は生前の日にさかのぼって顕彰することができるものとする。

(顕彰の取消)

第8条 顕彰を受けた者が、受賞後において顕彰に値しない不都合な行為をした場合には、速やかにその者が受けた顕彰を取り消すこととする。ただし、賞状及び金品の返還は求めないものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項で運営上必要がある事項については、会長が理事会に諮って定めることができるものとする。

第10条 本規程の改廃、変更は理事会の決定により行われる。

付 則

1 本規程は、平成11年5月20日から施行する。

2 本規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

4 本規程は、平成30年5月11日から施行する。

表彰（感謝）申請書

下記の役員・職員を顕彰規程第 条 号に該当するので推薦します。

1 推薦者

⑩

2 表彰（感謝）候補者

会社名（個人も含む）

役職名

氏名

3 生年月日 年 月 日生（満 歳）

4 本籍地

5 現住所

6 経歴の概要 下欄のとおり 8 勤続年数 年

7 功績調書 下欄のとおり 9 対象年数 年

経 歴 の 概 要	
年 月 日	経 歴

功 績 事 項 （具体的、詳細に）